

平成 22 年 11 月 22 日

ICT タスクフォース

過去の競争政策のレビュー部会・電気通信市場の環境変化への対応検討部会合同部会御中

構成員 國領二郎

本業のために、本日欠席することおわびします。10月26日付論点整理案と11月9日のヒアリングをもとに意見を申し上げます。本日の資料を見ずに書いており、流れから外れていたらご容赦ください。

1. NTTの在り方について

- ソフトバンクから出されている案は、費用計算の妥当性など、経済性に異論の余地はありますが、資本分離自体は、ありえる選択肢であり、リスクを負う宣言のもとに出されている案は少なくとも検討の俎上にはのせられるべきと考えます。
- ただし、NTTが既に世界中に株主を持つ公開（上場）会社である以上、ソフトバンク案の経済的な妥当性の検討を行うのは当合同部会のような政府の会議ではなく、資本市場であるべきと考えます。NTT経営形態の見直しはNTTを含めた日本のICT業界全体の国際競争力を高めるものとしなければならず、そのようになると資本市場が評価する形と条件で行わなければなりません。その中で、政府は国益の保護や公共性、そして競争条件の整備など、アクセス設備保有企業への公的要請を明示し、その担保をはかる姿勢を守りながらも、所有形態を含むNTTの事業判断については、政府以外の株主が示す判断を尊重すべきと考えます。日本経済のダイナミズムを守る観点からも、資本市場の圧力でNTT取締役が資本分離を迫られる姿の方が、行政の会議の恣意と政府の強制力で決まる姿よりもはるかに健全です。
- NTT法を含む制度が以上のような経済原理に基づく経営再構築を阻むものであるならば、それこそ当タスクフォースで対応して、ソフトバンクによるNTTのTOBなどを可能とする条件整備を行うべきと考えます。その際にはアクセス設備を保有する企業に、公共の要請によって課される諸条件（オープン化を含む公正競争条件、外資規制など）について明示して資本市場の判断に資するべきと考えます。
- 結論的にはボトルネック設備を所有する事業者に対する規制の諸規程を、NTT法から電気通信事業法（あるいは新情報通信法）に吸収した上で、NTT法を廃止し、NTTを一般会社とするのが適当と考えます。その上で、ソフトバンクがNTTをLBOしてアクセス設備部門とそれ以外を分離する動きをされるのであれば、政府としては公共利益を守る配慮をしつつ、他の株主の大勢と同調するのが妥当と考えます。

2. アクセス網（ボトルネック設備）のオープン化等の在り方について

- 光アクセス網の接続条件がメタル時代に比べて著しく悪化しているという認識が、NTT以外のほぼ全ての事業者から表明されていることは看過できません。論点整理に掲げられた、分岐回線単位の接続料の設定導入などを真剣に考えるべきと考えます。
- 接続料低廉化を収益性（競争）を守りながら実現するために、線路敷設基盤貸出し条件の改善対策をさらに進めるべきであると考えます。

3. 中継網（ボトルネック設備）のオープン化の在り方について

- NGNと加入光ファイバが一体的に設置され連携して機能するように設計されていることによって、上位レイヤの競争まで制限されているという指摘は重く受け止めるべきです。
- NGNのアンバンドル化については、アンバンドルにかかる費用などの配慮事項もあり、どの範囲で行うかが課題となりますが、論点整理案にある「サービスプラットフォームを構築するために必要な機能（認証・課金、帯域制御などの通信プラットフォーム機能）」については公正競争の範疇と考えて必要に応じて政府が関与しつつ推進し、それ以外の部分については事業者間の交渉によって是非も含めて決定を委ねる程度が妥当かと思われます。

以上